

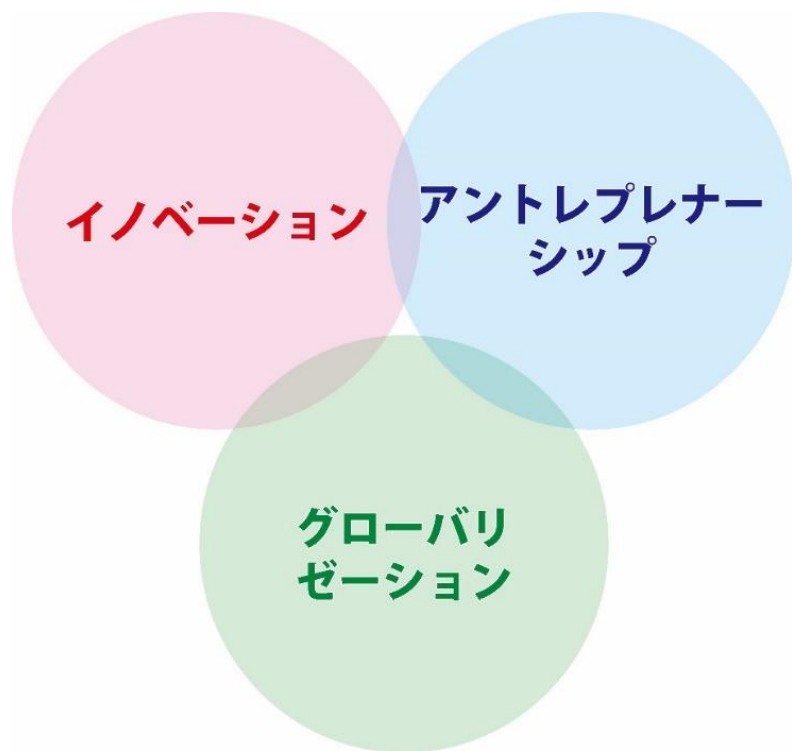
新経済連盟 2020年度税制改正に関する提言

Hello, Future!



1. 新経済連盟の理念を具体化する税制

新経済連盟の三つの理念



打ち手としての税制



2. 税制への提言項目

デジタル環境整備

- ◆ 法人税引き下げ
- ◆ 課税のイコールフッティングの確保
- ◆ 研究開発税制見直し
- ◆ デジタルファースト税制
- ◆ サイバーセキュリティ税制
(ウェブ健康診断支援
税制)
- ◆ 暗号資産関連税制

人材獲得・育成支援

- ◆ スtockオプション税制
の拡大
- ◆ 外国人に関する税制見
直し
- ◆ イノベーション人材を輩
出する税制の在り方の
検討

イノベーション・ エコシステム形成支援

- ◆ 出資型オープンイノベー
ション税制の創設
- ◆ プロジェクト型オープンイノ
ベーション税制の創設
- ◆ クラウドファンディング税制
の創設
- ◆ エンジェル税制の拡充
- ◆ 欠損金繰越控除拡充
- ◆ ベンチャーフィランソロピー
税制
- ◆ 第三者事業承継、ベン
チャー型事業承継の推進

(参考) 税目ごとの整理

法人税関係	所得税関係
法人税引き下げ・課税のイコールフットイングの確保	暗号資産関連税制
研究開発税制見直し	ストックオプション税制の拡大
サイバーセキュリティ税制	外国人に関する税制見直し
外国人に関する税制見直し	クラウドファンディング税制の創設
出資型オープンイノベーション税制の創設	イノベーション人材を輩出する税制の在り方の検討
プロジェクト型オープンイノベーション税制の創設	ベンチャーフィランソロピー税制（法人税も含む）
エンジェル税制の拡充（所得税も含む）	
欠損金繰越控除の拡充	その他（手続き見直し）
第三者事業承継（所得税も含む）、ベンチャー型事業承継の推進	デジタルファースト税制

3. デジタル環境整備

1. 法人税引き下げ、海外とのイコルフットイング確保などによる**国際競争力確保**等は急務
2. また、**日本の税制は製造業中心**の産業構造を前提としており（例えば税額控除の多くが設備投資対象）、デジタル資本主義の到来に合わせ**税制をサービス実装サイドにも利用しやすくするなど見直しが必要**
3. その他、バックオフィス業務の生産性向上のためのデジタル化、サプライチェーン攻撃の増加に対応したサイバーセキュリティ支援充実などが重要
4. 具体的には、以下の税制改正を提案
 - （1）法人税引き下げ
 - （2）課税のイコルフットイングの確保
 - （3）研究開発税制の見直し
 - （4）デジタルファースト税制
 - （5）サイバーセキュリティ税制（ウェブ健康診断支援税制創設）
 - （6）暗号資産関連税制

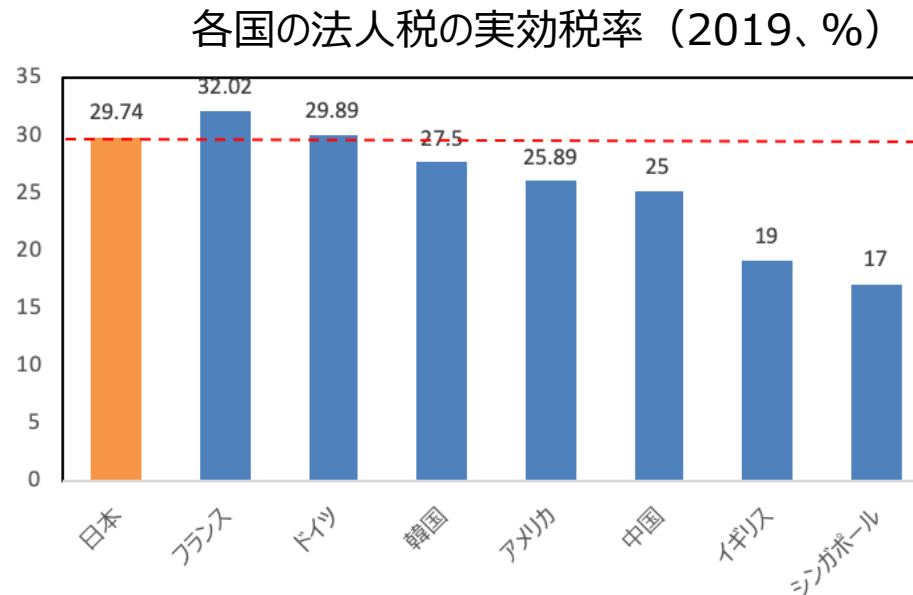
3-1. 法人税引き下げ

【趣旨】

- ◆ 米国をはじめとし各国で法人税の引き下げが行われている。国内企業の国際競争力を担保するためには、法人税引き下げが必要

【具体策】

- ◆ 法人税の実効税率を段階的に **20%程度**まで引き下げ



（出典）OECDStat、財務省HP、JetroHPより。中国は2018年の数値。
なお、フランスは2022年までに25%とする予定。イギリスは2020年度から17%。

3-2. 課税のイコールフットイングの確保

【趣旨】

- ◆ 海外デジタルプラットフォーマーが**日本企業やユーザーから創造した価値への課税が不透明**。そうした企業が安い税率の国で納税すると競合する**日本企業は不利**（日本の税率で真面目に納税する日本企業は対等に戦えない）
- ◆ 海外デジタルプラットフォーマーは合同会社の名の下**情報開示が不十分**

＜参考：法人税負担率の比較＞

- ✓ 伝統的なEUの企業は20.9%に対し、国際的なデジタル企業は8.9% ※欧州委員会試算
- ✓ 法人税の課税漏れは約35億ポンド（約5,000億円） ※英財務省2016-2017年

【具体策】

- ◆ 海外企業が**日本の企業・ユーザーから創造した価値には日本サイドが課税し、課税のイコールフットイングを確保**
- ◆ 「日本の税率を適用した場合の推計値」と「現実の課税額」の差額を把握するため、財務省が**外国勢のタックスギャップを試算し毎年公表**

3-3. 研究開発税制の見直し

【趣旨】

- ◆ 研究開発税制は製造業中心の産業構造を前提としておりデジタル時代に対応しきれておらず改善が必要

【具体策】

◆「専ら」要件の撤廃

- ✓ 制度の対象は試験研究の業務に専ら従事する者に限られるが、中小企業・ベンチャー企業は1人の従業員が複数職務を兼務。試験研究の業務に従事した時間を区分計上することを前提に「専ら」要件を撤廃
- ✓ 「情報解析専門家」も「専ら」要件が付されているため、この要件も撤廃

◆ソフトウェアの費用処理範囲の拡大

- ✓ 自社利用目的のソフトウェアは、会計と税務で扱いが異なり、費用処理できる範囲が狭い。会計と同様に、税務上も、**将来の収益獲得または費用削減が不明確な場合にも費用処理を認めるべき**

自社利用目的ソフトウェアの開発費の処理に係る会計と税務の相違

将来収益獲得または 費用削減の可能性	会計	税務
確実	資産計上	資産計上
不明確	費用処理	
確実性なし		費用処理

3-4. デジタルファースト税制

【趣旨】

- ◆ 税務などの処理は企業に大きな負担でありデジタル化を大胆に進める必要。あわせて、キャッシュレスの進展により企業の事務負担を軽減

【具体策】

◆ 電子帳簿保存法の要件緩和

- ✓ 電子保存・スキャナ保存の3ヶ月前申請を不要とする
- ✓ 「受領者本人が電子化を行う場合」の3日以内入力と自署記載の要件について、一定要件下で不要とする
- ✓ 「受領者本人ではなく経理などが電子化を行う場合」の相互牽制要件を一定要件下で撤廃する
- ✓ 各種規程類はクラウド会計のテンプレートを利用すれば提出不要とする
- ✓ 年一回の定期検査を不要とする
- ✓ 小規模企業特例を拡大する

◆ 地方税の決定通知書のデジタル化

- ✓ 現状紙で郵送される決定通知書は莫大な手間とコストであり、デジタル化が必要

◆ キャッシュレス媒体の証拠資料化

- ✓ キャッシュレス媒体（クレジットカードやSuica等）の請求明細を証拠資料として認める（これにより紙の領収書を大幅に削減することで、一気に電子化を進める）（作成者名称、譲渡年月日、資産等内容、金額の記載を要件とする）

3-5. サイバーセキュリティ税制（ウェブ健康診断支援税制創設）

【趣旨】

- ◆ 大企業のみならず、中小企業を攻撃してからその情報を元に大企業に侵入する「**サプライチェーン攻撃**」が増加しており対策が必要（独立系ECサイトなど多数の個人情報を取り扱っているサイトなどで個人情報の漏洩事件が発生）



（出典）国立研究開発法人情報通信研究機構ウェブサイトより

【具体策】

- ◆ ウェブサイトやアプリ等に対して仮想のサイバー攻撃を行ないセキュリティの穴を発見する**脆弱性診断（ウェブ健康診断）**が有効（脆弱性の認識のみならず、意識の向上にも直結
- ◆ 一定の要件の下（※）で、ウェブ健康診断ツールの利用に要する費用について税額控除

（※）例えば、個人情報を1000件以上保有しウェブサイトやアプリを運営する中小企業を対象（上限を100万円）

3－6．暗号資産関連税制

【趣旨】

- ◆ **暗号資産の市場を拡大しイノベーションを後押し**する観点から、税制が暗号資産への投資の阻害要因とならないようにするため、以下のような措置を講ずる

【具体策】

- ◆ 総合課税から、申告分離課税への変更（税率は株やFXと同様に20%とする）
- ◆ 仮想通貨間の交換は非課税とする
- ◆ 損益通算や損失の繰越控除を可能とする

4. 人材獲得・育成支援

1. 国内人口が減少する中、**外国人材の獲得や人材育成は急務**
2. ベンチャー企業を起業・参画するアントレプレナーシップを持つ人材が思い切って活躍できるエコシステムを作ることが重要
3. また、今後拡大が見込まれる外国人については、単に労働力として受け入れるのではなく日本での共生が重要
4. 具体的には、以下の税制改正を提案
 - (1) スtockオプション税制の拡大
 - (2) 外国人に関する税制見直し
 - (3) イノベーション人材を輩出する税制の在り方の検討

4-1. ストックオプション税制の拡大

【趣旨】

- ◆ 経営層のみならず企業内全体で**企業価値向上のインセンティブ**を持つため手段として、ストックオプションや譲渡制限付き株式報酬などが有効
- ◆ しかし、税制上の制約により、企業の成長を反映した適切なインセンティブ設計を行うことが困難

【具体策】

- ◆ ストックオプションの税制適格に関する考え方を**ゼロベースで見直す**べき
- ◆ 税制非適格SO、株式報酬型SO、譲渡制限付株式等を含め、**行使時の課税を（給与所得課税でなく）譲渡所得課税とすべき**
- ◆ また、税制適格要件にかかわらず、課税時点を行使時でなく**売却時まで繰り延べる**ようにすべき
- ◆ なお、税制適格要件のうち、**年間1200万円の上限については撤廃すべき**

4-2. 外国人に対する税制の見直し

【趣旨】

- ◆ 外国人材の労働環境・生活環境を改善し**企業への定着**、各企業内における**日本人職員との共生**や**各地域における共生**を図る
- ◆ 外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用負担を軽減することで共生の取組を支援

【具体策】

- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（いわゆる「くるみん認定」）及び認定対象への税制優遇措置等を参考に、外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組（以下のような取組）を行っている企業を**公的に認定し法人税の優遇措置**を講じる
 - ✓ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - ✓ 外国人に対する日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - ✓ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
 - ※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- ◆ 個人が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用など）を、**所得税の特定支出控除の対象**とする

4-3. イノベーション人材を輩出する税制の在り方の検討

【趣旨】

- ◆アントレプレナーシップを持つ**イノベティブ**な人材を輩出していく観点から、税制全体を見直していくことが必要
- ◆チャレンジへのインセンティブや頑張った人が報われる社会への呼び水となるよう、**所得税・相続税などの見直し**が必要
- ◆さらには、優秀な外国人材を日本に呼び込むため、外国との水準も考慮にいれるべき

【具体策】

- ◆現在 55%の所得税の最高税率（地方税率含む）を**引き下げる**
- ◆相続税の引き下げ 等

（参考）各国の最高税率

米国：約 49.7%、英国：45%、ドイツ：約 47.5%＊財務省HPより

5. イノベーション・エコシステム形成支援

1. 我が国の経済活性化のためには、国内に**イノベーション企業を育成**することが必要であり、そのための**エコシステムを税制面で整備**していくことが重要
2. そのために、オープンイノベーションの推進やクラウドファンディングなどにより、トラディショナルな企業とベンチャー企業双方にとってウィンウィンな仕組みの拡充が必要
3. 具体的には、以下の税制改正を提案
 - (1) 出資型オープンイノベーション支援税制の創設
 - (2) プロジェクト型オープンイノベーション税制の創設
 - (3) クラウドファンディング税制の創設
 - (4) エンジェル税制の拡充
 - (5) 欠損金繰越控除の拡充
 - (6) ベンチャーフィランソロピー税制
 - (7) 第三者事業承継、ベンチャー型事業承継の推進

5-1. 出資型オープンイノベーション税制の創設

【趣旨】

- ◆ 大企業、ベンチャー企業、大学等を含む様々な事業体がコラボレーションし、オープンイノベーションを図る必要があるが、利害調整に大きなコストが生じることが課題
- ◆ こうしたコンフリクトを解消するためには、**ジョイントベンチャーを創設することが一つの解決策**（経営トップによるリーダーシップが期待される）

【具体策】

- ◆ 上記の観点から、以下の税制を創設
 - ✓ 一定の認定要件を満たす**ジョイントベンチャー（株式会社）**に対して、**事業会社（大企業、ベンチャー企業含む）**が出資する場合、
 - ✓ 当該**出資額の50%の損失準備金**を積み立てることができ、この**損金計上**を可能とする、または**一定の費用を法人税から税額控除**

5-2. プロジェクト型オープンイノベーション税制の創設

【趣旨】

- ◆ 大企業とベンチャー企業が**協働して新規プロジェクト**を実施していくのもオープンイノベーションの一つのカタチ
- ◆ 例えば、ベンチャー企業が新たな技術を事業会社に提供することや、事業会社が有する人材やノウハウ等のリソースをベンチャー企業に提供するなど、両者にとって成長を促進する機会となる

【具体策】

- ◆ 上記の観点から、以下の税制を創設
- ✓ 事業会社がベンチャー企業と協働して新規プロジェクトを立ち上げた場合、当該事業会社が、**新規プロジェクトに要した費用（人件費、外注費、広告費等）を法人税から税額控除**

※該当するベンチャー企業には一定の要件（例えばVCによる出資を受けた等、潜在力があることを確認）を設定、また控除額にも上限（例えば1億円）

5-3. クラウドファンディング税制の創設

【趣旨】

- ◆ クラウドファンディングの利用により、**中小企業が熟練技術や伝統工芸を活かしたイノベティブな製品を生み出している**
- ◆ 中小企業×クラウドファンディングにより、イノベーションの創出を図る

【具体策】

- ◆ クラウドファンディングにより個人が**中小企業の新たな商品・サービスを購入又はこれらに対して寄付した場合、「購入・寄付金額-2000円」を所得税・地方税から税額控除**

(参考)

中小企業庁のものづくり補助金では、購入型クラウドファンディングで目標額を達成することが、認定の加点項目とされている（対象のプラットフォームは一般社団法人クラウドファンディング協会の会員が運営するものに限定）

5-4. エンジェル税制の拡充

【趣旨】

- ◆ベンチャー投資全体の底上げが必要な中、エンジェル投資の規模は不十分。**株式型クラウドファンディングの登場**など環境変化を踏まえつつ、投資家が一層のリスク投資を行えるような環境整備が重要
- ◆また、CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）による一層の投資促進を促す上でも**法人版エンジェル税制の整備**が急務（事業会社CVCの投資は契約条項の調整等で時間がかかり機会損失が大きいいため**CVC投資に係る投資契約書の雛形作成**もあわせて行うことが有効）

【具体策】

- ◆エンジェル税制について以下の改正
 - ✓ 企業要件（設立年数等）や投資家要件の緩和、手続きの簡素化
 - ✓ 株式型クラウドファンディングについても、大臣認定スキームの対象とするとともに所得控除も適用対象に
- ◆法人版エンジェル税制を創設
 - ✓ 経産省作成の**投資契約書雛形**を利用することを要件としベンチャー投資額（投資先要件設定）の**20%**を法人税から税額控除

5－5．欠損金繰越控除の拡充

【趣旨】

- ◆ 革新的なベンチャー企業は国内外問わず、急速な成長を目指して創業以来一定期間にわたり赤字となることを厭わず多額の先行投資を実施しユーザーを獲得
- ◆ そのようなイノベーションエコシステムの中で、欠損金繰越控除の制度は、10年間かつ所得金額の50%の年間上限があるため、革新的なベンチャー企業はこの制度のメリットを享受することができない

【具体策】

- ◆ 上記の観点から、以下の改正を行う
 - ✓ 10年間の期限をより長期間とする
 - ✓ 所得金額の50%の年間上限を撤廃

5-6. ベンチャーフィランソロピー税制

【趣旨】

- ◆ 日本は高齢化や地方創生の必要性等、社会的課題先進国。国や自治体のみならず民主導でこうした社会課題に取り組むことが重要
- ◆ 公益性の高い資金は短期的なものが中心だが（助成金等）、中長期的なものも増加させる必要。中長期的な資金が乏しい背景には、公益法人の収支相償原則なども含めて様々な課題がある
- ◆ 高い社会的インパクトを創出する**ソーシャルビジネス（法人形態を問わない）を支援**する税制優遇を行うべき

【具体策】

- ◆ エンジェル税制・ベンチャー投資促進税制と同等の効果を持つ税制を非営利法人のソーシャルビジネスにも適用
- ◆ 営利法人形態をとるソーシャルビジネスにも、公益法人等と同等の寄附税制（所得税の寄附金控除、法人税の損金算入）を適用
- ◆ その他、ソーシャルビジネスを対象とした社会的投資減税制度（例：イギリスのSocial Investment Tax Relief）

5－7．第三者事業承継、ベンチャー型事業承継の推進

【趣旨】

- ◆ 約245万人の中小企業経営者のうち、約半数の127万人が後継者未定と言われており、**第三者承継支援へのニーズが高まっている**状況。
- ◆ しかし、現状は売り手側である中小企業の財務情報は不透明で、**事業買収に向けての環境整備や、第三者承継を促進するための税制措置等のインセンティブ措置も必要**。
- ◆ さらに後継者による事業承継が行われる場合でも、AIやデータ利活用など新しいビジネスモデルが台頭し、競争環境のパラダイムシフトが起こっているなか、既存の事業に加え、**新たな事業への挑戦などを後押しする施策が必要**。

【具体策】

- ◆ 「のれん」償却について、現行の5年の均等償却に加え、一括償却も選択可能とする。
- ◆ 売り手側の中小企業の財務情報を整えるため、政府でフォーマットを用意するとともに、譲渡時の税負担の軽減措置を講じる。
- ◆ 新規事業に挑戦するベンチャー型事業承継の際には、事業承継補助金の補助率引き上げ等を行う。